

令和5年度

## 事業計画書

社会福祉法人豊山町社会福祉協議会

# 令和5年度豊山町社会福祉協議会事業計画

## 基本理念

「手をつなぎ みんなで育てる 思いやりのまち」

豊山町社会福祉協議会では、誰もが安心していきいきと暮らせるために、一人ひとりが「思いやり」の心を持ち、お互い「手をつなぎ」、福祉の輪を「みんなで育て」、だれ一人取り残すことない福祉のまちづくりを目指します。

## 基本目標

本年度は、第3次地域福祉活動計画実施の最終年度であることを踏まえて、令和元年度からの事業、実施状況総点検を行い、令和6年度からの新たな計画づくりに取り組み、さらに地域福祉を推進するための基盤整理に努めます。

I

仲間を増やし、支え合う担い手づくり

II

よりよい支援を受けられる環境づくり

III

みんなが力を合わせるネットワークづくり

IV

みんなが見守る地域づくり

## 基本理念

手をつなぎ みんなで育てる 思いやりのまち

### 基本目標 I

仲間を増やし、支え合う担い手づくり  
～みんながセンターをめざす～

「地域福祉活動計画書P71～P73参照」

#### 1. ボランティア活動の強化

ボランティア人材の発掘、育成および団体活動の発展に向けての活動支援、各種研修や講座の充実を図るとともに、誰もが気軽に福祉活動へ参加でき、ボランティア活動を支援・総括する体制をより整備します。

- ・ボランティア養成講座の開催
- ・ボランティアサロンの開催
- ・ボランティア見学会の企画
- ・新たな助け合いの仕組みの検討とボランティア加入の促進

#### 2. 地域交流の充実

健康・福祉フェスティバルや社協ウィークなどの各種事業への参加促進、また協働中のボランティア団体に加え、新規団体への呼びかけにより「しいの木」「ひまわり」が地域住民の親しみのある交流の場になるような企画・運営に努めます。

- ・健康・福祉フェスティバル、社協ウィーク特別イベントのPRと盛り上げ
- ・コロナ5類移行に伴い社協主催のサロンやふれあい食事会の充実した運営
- ・「ふくっしいーカフェ」の拡充

#### 3. 福祉教育の充実

児童・生徒の社会福祉への理解と関心を高めるため、小中学校間での情報交換を促し、ボランティア活動や各種福祉実践教室などを充実し、活動の連携を図ります。また、地域住民に対しても、体験・交流活動を推進するなど福祉教育の充実に努めます。

- ・福祉協力校への助成
- ・福祉実践教室の企画協業化
- ・各学校との情報交換と中学生ボランティアの再開検討
- ・新たな福祉体験の企画・実施

#### 4. ボランティア活動等の奨励

奨励費の支給内容や制度などの情報を提供し、事業の周知啓発を図ります。

- ・奨励費「豊環」の支給

「地域福祉活動計画書P74～P80参照」

## 1. 情報提供の充実

社協マスコット「ふくっしいー」の各媒体やイベント活用、インターネットを活用した情報提供を充実し、社協の活動内容や情報を濃くタイムリーに発信します。

- ・社協だよりの発行（年4回、5月・7月・10月・2月）
- ・社協イベント事業のインターネット配信の検討
- ・ふくっしいー各種グッズ、ふくっしいー着ぐるみの活用

## 2. 日常生活自立等の支援

日常生活に不安を抱えている地域の方が利用しやすい支援を通して、安心して暮らせるよう、お手伝いすることや、各種サロンやふれあい食事会では、顔が見える利点から相談しやすい機会を増やし、日常生活の見守りにつなげていきます。

- ・日常生活自立支援事業
- ・相談機会の質と量を充実
- ・サロン等での生活相談の場づくり

## 3. 地域福祉活動の推進

児童福祉事業のイベントを充実させます。ふれあい食事会やサロン活動、さんさん会のPDCA（アンケートによる事業評価）による企画の充実や住民主体サロンの地区増と相互啓発に取り組みます。

- ・しいの木児童センター、ひまわり児童館の運営充実
- ・ふれあい食事会の地区ごとの開催
- ・しいの木で実施しているサロンや事業の定期開催
- ・住民主体サロン活動の助成・活動支援
- ・敬老会記念品の贈呈

## 4. 各種相談窓口の充実

民生委員・児童委員による心配ごと相談を含めて、日常的な相談から専門的な相談まで多岐にわたる内容に対応するため、情報提供と相談体制の充実に努めます。

- ・貸付相談事業（生活福祉資金・くらし資金）の実施
- ・心配ごと相談事業の実施
- ・障害者相談支援事業の実施
- ・障害支援区分認定調査事業の実施
- ・総合的な相談支援体制の整備

## 5. 在宅福祉サービスの普及促進

介護保険法などの福祉サービス制度では対応できないニーズに応えるために実施するとともに、利用促進として社協だより、ホームページ等で広報啓発を行い、普及に努めます。

- ・要介護者等に対する通院送迎サービス事業の実施
- ・要介護者等に対する大掃除サービス事業の実施
- ・福祉車両貸出事業の実施

6. 訪問介護等事業所（ヘルパーステーションしいの木）運営と将来構想づくり
7. 通所介護事業所（デサービスセンターしいの木）運営と将来構想づくり
8. 福祉作業所運営と就労継続支援B型事業所への移行
9. 相談支援事業所のリソース充実と運営
10. 成年後見センターの周知と円滑な運営

### 基 本 目 標 Ⅲ

みんなが力を合わせるネットワークづくり  
～誰もが笑顔で話せる仕組みづくりをめざす～

「地域福祉活動計画書P81～P83参照」

#### 1. 内・外ともに思いやりのある社協事務局組織の確立

指定管理者受任後の財政基盤拡充にあたり、予算費目の円滑な管理体制構築はもとより、中・長期計画を立て、信頼のおける指定管理者として役場に認めてもらうように努めます。事務OA化による円滑な業務運営に努め、職員全員が意思疎通を図り、自由闊達な明るくワイガヤの職場とします。町民から愛され馴染みある社協として「ここで働いてよかった」と心底思えるような風土とします。

#### 2. 福祉団体等への支援と新規会員増への取り組み

各団体の活動内容や会員募集をホームページや社協だよりで周知・啓発し、支援内容を明示します。また、新規法人会員の開拓に引き続き努めます。

- ・赤十字奉仕団の助成・育成
- ・福祉団体の助成（遺族会、老人クラブ連合会、子ども会連絡協議会、地域子ども会）
- ・ボランティア団体の助成、活動支援
- ・新規法人会員開拓

#### 3. 共同募金活動の推進

町民にポスターや書道の作品コンクールに関する情報などの共同募金運動の広報活動を周知・徹底することやテーマ型募金により募金活動への理解と協力を呼びかけます。

- ・赤い羽根共同募金運動の新たな企画と共同募金事業の助成

#### 4. 見守り体制の強化

CSW（コミュニティソーシャルワーカー）と生活支援コーディネーターがキーパーソンとなり、また様々な世代が交流し、特に閉じこもり気味の高齢者や障がいのある人も安心して集まるサロン活動や、地域独自での支え合いに対応できる支援システムの整備のため、日頃から地域を巡回している人と連携し、日常生活の中での見守りや安否確認を行います（重層的支援体制の基礎固め）。また災害時の支援を可能とするような体制づくりを推進するとともに、ボランティアセンターの円滑な運営体制を整備する。

- ・町災害時要援護者支援に対する協力体制整備
- ・CSWと生活支援コーディネーターとの支援システム整備
- ・見守り、安否確認の体制づくり
- ・災害ボランティアセンターの運営体制整備
- ・BCP事業継続計画の改訂

「地域福祉活動計画書P84～P85参照」

## 1. 地域におけるネットワークの強化

町福祉課はじめ関係機関や民生委員・児童委員と連携、基本目標Ⅲ-4と連動しながら地域における相談支援体制の構築に努めます。

- ・改正社会福祉法の重層的支援体制に呼応した態勢づくり
- ・自死対策に関わる相談支援の体制づくり

## 2. 生きることの促進要因の支援

貸付相談など暮らしに必要不可欠な支援を行うとともに、ふれあい食事会などを通じて互いに見守り合える関係づくりを構築し、地域で孤立した状況を作り出さないような支援を行います。また、生活困窮世帯の学習支援について、現在南館ひまわりで実施しているサポートスクールを中心に学習支援も検討します。

- ・緊急生活費の支給
- ・貸付相談事業（生活福祉資金・くらし資金）の実施
- ・ふれあい食事会やサロン活動への参加呼びかけ
- ・しいの木での家庭塾のような事業の実現可能性を検討